

大正ロマンの生んだフェミニスト： 山田わか・嘉吉の協働と思想（その3）

斎藤 理香

はじめに

19世紀末から20世紀前半、もしくは明治・大正から昭和の初めにかけて勃興した日本のフェミニズム運動のうねりの中に生きた山田わか（1879-1957）は、21世紀の今日から見ると、またおそらく当時であっても「フェミニスト」としては特異な存在だといえる。それは、わか、彼女の評論デビューの場となった「母性保護論争」（1918-19）で、女性の経済的自立は、個人というより家庭に軸足を置く妻あるいは母の役割を通じて実現するものだ主張したり、またその後「論争」でも対峙した山川菊栄（1890-1980）などの女権論者に対抗し、女性は男性と同じ権利を主張するのではなく、女性特有の役割に専心すべきだと繰り返し述べていたりすることによる。こういった性別役割の強調は、女性性を拡大しようとする考え方のフェミニズムで、ジェンダー論としてはかなり保守的な立場を代表するものである⁽¹⁾。しかし、彼女は女性の立場や地位の向上をめざしてきたし、また男性よりも一段低く見られることに甘んじていた女性たちの啓蒙および救済活動に一役も二役も買ってきた。そのことは思想的基盤や立場を異にする他のフェミニストたちのものと同様に、フェミニズムへの大きな功績として評価されるべきだろう。

そういう女性の地位向上のための啓蒙・救済活動の一環として、わか、熱心に取り組んだのが、今回、とりあげる東京朝日新聞社「女性相談」欄での回答である。わかの他にも回答する識者はいたが、1931～37（昭和6～12）年の長期にわたって回答者を務め、その独特の回答ぶりが評判を呼び、「女性相談」の顔とも目されるまでになったのは「山田わか女史」だけであろう。ここでは、その活動と具体的記述に、わか特有の「フェミニスト」ぶりが発揮されているかどうか、また「山田わか・嘉吉の協働と思想」にかかわる、

嘉吉からの思想的影響とわかめ自立というテーマに結びつく要素が見られるのかどうかを検討してみたい。以下、わかめの社会事業実践への目覚めについての考察を皮切りに、新聞連載の一部を単行本としてまとめた「女性相談」について、特に『婦人と新社会』を関連史料として見比べながら考察を進めていくことにする。

1. 「身の上相談」研究の視点

日本で「身の上相談」の原型が現れたのは、『女学雑誌』（1885年創刊）で、「いへのとも」という相談欄が掲載された1886（明治19）年9月半ばから11月終わり頃のことである。『女学雑誌』は、明治時代の「新しい」良妻賢母教育を目指した教育雑誌と位置づけられるが、未婚・既婚の女性のみならず男性読者も多く、年齢の幅も広がった。「いへのとも」は、そうした雑誌の特徴を反映してか、斎藤美穂によれば、読者からの相談に編集部員だけでなく、読者も参加して回答するという方式をとっていた。その後も、「交詢」「問答」と名称を変えて、1890年から98年にいたるまで、相談と回答が誌面に掲載された。読売新聞が小橋三四子を編集主任として、女性のための投書欄を創設するのは1914（大正3）年であるが、1915年に彼女が自ら創刊した『婦人週報』が「身の上相談」という呼称を初めて採用することになった（以上、斎藤 1996）。

「身の上相談」研究の嚆矢となったのは、鶴見俊輔の主催する思想の科学研究会による『身上相談』（1956）だが、これに見田宗介の『現代日本の精神構造』（1965）を加え、金子幸子（1999）、今井小の実（2005）の母性保護運動と関連づけた分析を加えても、これまで「身の上相談」に関しては、あまり多くの研究がなされてきたとは言いがたい。しかし、「身の上相談」が、鶴見や見田がこれを「大衆」の意識や時代性を映し出す史料と捉え、思想的考察の対象としたように、ある時期の世相を概観したいと願う一般読者の耳目を引くものであったことは間違いなさそうである。比較的最近でも、明治・大正時代の「身の上相談」の質問と回答が、研究書ではなく、軽い読み物として出版されており、これらをひもとくと、当時の人々が何について悩み、そ

れに対してどんな解決策が示されたのかがよくわかる。何より読み物として十分に楽しめる⁽²⁾。

「身の上相談」を大衆意識および大衆行動の歴史的考察史料としてとらえる研究以外にも、今井（2005）による山田わか「女性相談」分析のように、相談者の声と回答が新聞紙面を通じて多くの反響を生み、それが母性保護運動の機運を高める効果をもたらしたことを検証する試みもなされている。妻または母としての相談者の悩みは、煎じ詰めると「家」制度（明治民法）という大枠の縛りがあることに帰結する。そこから、妻や母の権利を守るような法的整備の必要が叫ばれるようになり、わかが評論活動のみに留まらず、母性保護を制度化し、実践する事業に乗り出していきっかけも生まれたのではないかと、今井は論じている。

たしかに、わかの社会事業家としての目覚めを促すことに何らかの形でかわったであろう「女性相談」だが、1931（昭和6）年5月にその連載がスタートする以前に、家庭中心の母性主義、つまり女性の妻・母の家庭での役割を、その社会的役割より優先すべきとのわかの発想に、ある種の変化がもたらされる出来事が起こっている。1927年、夫・嘉吉が脳溢血で倒れたのである。

2. 嘉吉、倒れる

『婦人と新社会』の1927年7月号に載った「自分の無知に驚く」というわかのエッセーで、読者は雑誌の発行者でもある山田嘉吉の重篤な病について知らされる。わか表題のごとく、自分が脳溢血について、夫がそれに侵されるまで何の知識もなかったこと、当時の医療水準では命を取りとめても半身不随はまぬがれないと宣告され、いちかばちかで回復する可能性をかけて民間療法を取り入れる決意をしたこと等を報告している。治療方針の決定は一つの英断であった。エッセーの中で、わか表題は、普通に医者にかかっても最善の結果が半身不随というなら、たとえ命を落としたとしても、回復の見込みがあるかもしれない方法を選ばないのは「病人に対して忠実でない」と思ったと言いきっている。

翌8月号でも、「無薬療術の勃興」と題し、嘉吉が医学的根拠に基づく治療ではなく、マッサージや靈気のような施術を受けることで、徐々に回復に向かっている様が細かく記されている（以下、引用中の旧字体漢字は新字体とする）。

[……]

全く活動の止んだ、だらりと投げ出されてある、まるで一個の物塊のような感じの手と足が少しづつ、／＼（繰り返し記号）動いて参りました。

[……]

左のその手足はまだ使ふと云ふ処まで進んでゐないとは云へ、併し、体全体がシツカリしてまいりましたので今では一人で御飯をいただくことができます。食卓を病床に引きよせて、自分で箸を持ちましたのは発病以来実に五十日目でありました。（『婦人と新社会』1927年8月号 pp. 12-13）

こうして嘉吉は意識も言葉もはっきりとするようになり、彼の倒れた直後に患者を見離すようなことしか言えなかった医者を経かせたと、わかを書いている。

さらに9月号では、病気の記念に、また友人、知人、読者からの同情や励ましへの感謝のしるしに、嘉吉本人の希望により、闘病のいきさつをまとめた「御同情厚き愛読者諸士に答えて」が掲載された。この文の中で、わか、自分が先に死んだら夫が淋しがるに違いなく、彼にそんな気の毒な思いをさせないためには、自分が生き残るしかない。夫というだけでなく「親であり、師である」嘉吉に死なれてしまうことを考えると、耐え難いほどの恐ろしさで身が震えそうだ。しかし、それも夫への愛情のためには仕方がない——日頃からそういう心構えでいたのに、いざ嘉吉が倒れてしまうと相当にうろたえてしまった、と述べている。

そして、嘉吉が倒れたことを伝え聞いた友人・知人の紹介で、上記の引用にあるように、薬にもすがらない思いで医学的常識とは正反対の民間療法による

治療を3人の施術士から受けることにした。その甲斐あって、嘉吉は身動きのとれない病人から、ほぼ日常の生活が送れるところまでに回復した。

3. 社会事業実践への助走

嘉吉を失いかけたことによる、わかの動揺ぶりは上記のエッセーを読むだけでもひしひしと伝わってくるが、その個人的経験が、彼女の公人としての活動にどんな影響を及ぼしたかについては、『婦人と新社会』のその後の記事の中でうかがい知ることができる。

まず、エッセーを発表した翌月1927年10月号の「社会事業の眼目とする処」、11月号の「社会事業と婦人」と「社会事業」について述べた記事に注目したい。10月号の記事は短く、その要旨は11月号の記事で繰り返されるので、実質的には1本の記事と見ていい。その述べるところは、まだ彼女の考える社会事業を具体的に展開するところまではいっていない。が、それ以前にもわかが雑誌で述べたことのある社会事業観と母性主義思想を大いに敷衍するものとなっている。これまでは、このすぐ後に参照するように、日本における社会事業のあり方を冷ややかに記述することが多かった。そもそも、わかと嘉吉は、筆者が前号でも述べたように、母性保護思想を社会事業として実践していく構想を持ち、平塚らいてう(1886-1971)と市川房枝(1893-1981)による「新婦人協会」の結成に関与しながらも、それには直接参加せず、1920年に『婦人と新社会』を発刊して自分たちの思想を活字の形で問うことに専念することになったのだった(斎藤 2011)。そのため、どうしても、社会事業の具体的なあり方を描く場合は、多少距離を置くような筆致にならざるを得なかったのだろう。

たとえば、『婦人と新社会』1924年1月号の「公娼問題と社会事業調査会」では、公娼廃止論と廃止反対の立会い討論会が計画されているという新聞報道を、次のように一蹴する。

其のようなお芝居はもう止めて欲しい[……。]。議論は既に尽きています。其の証拠には何処の国に人身の売買を公認すると云ふような恥づべ

き制度が存在していますか？

そんな計画をするだけ、それだけ社会事業調査会なるものの道徳的標準の低劣なことを社会に、否、世界に発表するようなものです。(『婦人と新社会』1924年1月号 p. 13)

また、1925年5月号「形式的社会事業の弊」でも、日本の社会事業は形式的に過ぎ、経済的な一時的な救済を施しても、心理的・人格的救済を実施しないことには、社会的病原の根は絶てない、とにべもない。

これらに対し、長い目で見て真の救済をめざし、かつ廃娼問題にからんだ社会事業の取り組みとして、わかが1927年11月号「社会事業と婦人」で主張するのは、基本的には社会秩序の土台を作るための社会道徳の育成と強化である。そして、家庭が社会の単位であり、その家庭生活を主婦として母として完成させていくこと、その補助をするのが社会事業家の任務であると説いている。したがって、ここで強調されるのは、以下の引用にあるように、「全女性の位置向上のための婦人の運動」(『婦人と新社会』1927年11月号 p. 10)——わかにとって、本来の「婦人の運動」は女性の社会的権利の獲得をめざす「婦人運動」を意味しない——が、家庭の主婦であり母である女性の社会参加として実践されなければならない、ということである。

私共婦人は生命愛護の精神から一家内の協調者として今日まで働いてきました。けれども、今後は社会の協調者として働く覚悟を持つ必要があります。(同上 p. 12)

また、そのために政府「国体」の力が欠かせないこと、その支援を得るために、自分の家族へ捧げてきた犠牲的精神を、今度は「社会と云ふ家族」にも注がなければならないと訴える。

このように、家族内母性主義の国家への拡大をはっきりと謳ったのは、『婦人と新社会』ではこの頃からである。そして、ここでは、社会事業を「理論を基礎とした革命主義から生まれた社会事業と、歴史的社會事業即ち国民の

生活を基礎とした社会事業」(同上、p. 7)の二つに分け、当時の日本の社会事業を前者とし、自らの社会事業を後者であると位置づけている。

この対比は、本誌前号で紹介した嘉吉の『社会学概論』(1924)における社会学の分類と比べてみると、意外な対照をなしていることに気づかされる。嘉吉は、社会学者として、社会改革運動、立憲主義、無政府主義など実際の政治に関わる事象を「アート」と呼び、それらを科学としての社会学とは明確に区別すると言っている。また、「慈善学」をも、純正・社会学には含まれないとし、福祉や社会事業などの実践を社会学の理論から切り離すという態度を示している(斎藤 2011)。

一方、上記のわかの記述では、欧米の実態から発展した革命主義を理論先行で日本の実情にそぐわないと批判し、社会道徳および倫理観を養うことがまず社会事業の実践の一步だとしている。一見、嘉吉が自分の立場を社会学理論家と位置づけて、実践に関わる領域を退けていることとは正反対の姿勢である。

これまでのわかと嘉吉の協働ぶりからみても、この対立についてわかを意識的だったとは到底考えにくい。しかし、嘉吉が病に倒れ、おそらくその後は大家族の山田家の家計を担う責任がわかの肩にかかってきたことが、彼女の精神的に自立しなければという思いを一層強くすることになったことは想像にかたくない⁽³⁾。それが、嘉吉とは異なる自分の意見の表明に無意識的につながっていったのだろうか。あるいは、生活の場を基準にして思想を実践に結び付けていくことが、わかにとって次第と得意とするところになっていったのではないか。その一例として、次にとりあげる「女性相談」の回答があったのだろう。

4. 『婦人と新社会』の中の「女性相談」

わか1931年に東京朝日新聞誌上で「女性相談」の回答者を務めることになる前の出来事として、嘉吉の病をきっかけとした精神的また経済的な面で自立への後押しがあったことを述べた。これ以外にもう一つ、1928年にわかの居住区で「四谷婦人会」なる地域女性や子どものための生活支援団体が設

立され、行政の長である区長が会長となり、民間の女性協力者の中から、わかには投票によって、竹内茂代（1881-1975）とともに副会長に選出される。当時の四谷区（現在の東京都新宿区）は、遊郭と貧民窟を行政区域に含んでおり、救済事業の必要がさげばれていた。わかはこのでの活動を、憐れみやいたわりという感情から起こす慈善事業とは区別し、例えば貧困がどうして起こるのか、その原因を探り社会を改良していく、また予防していくための科学的方法論を用いる「社会事業」であると言っている。そしてこの「四谷婦人会」では、身の上相談所も設置されていた。わかには9人の相談担当者の一人で、結婚及び離婚についての相談を受け付けることになっていた。この身の上相談についての詳細な報告は『婦人と新社会』には見当たらない。しかし、この婦人会での幾ばくかの経験が、後の「女性相談」への布石になっていた可能性はある。

さて、わか「女性相談」については、その経験が母性保護運動という実践へわかを駆り立てることになったという今井（2006）の研究に触れたが、ここでは、わか「女性相談」の執筆と同時期の『婦人と新社会』を材料に、彼女が女性相談（身の上相談）でめざそうとした社会事業の実践を、言い換えれば、身の上相談自体がすでに彼女の思想の実践の始まりであった、という観点から実践としての身の上相談のあり方を考察してみたい。

東京朝日新聞「女性相談」欄の開設と同時に、わか三宅やす子（1890-1932）とともに回答担当者となるのは1931年5月のことだが、『婦人と新社会』の同年6月号（6月1日発行）の編集後記で早くも、そのことが触れられている。

私は此の頃、朝日新聞家庭欄の「女性相談」を担当して居りますが、相談の手紙が来ること／＼それが余りに多いので、紙面には限りがありますから、受け取った手紙の十分の一も答を紙上に出すことができません。[……]（『婦人と新社会』1931年6月号 p. 18）

身の上相談の悩みに答える身であるが、答え切れないほどの相談を受けるこ

とに悩んでいるという舞台裏を明かす内容である。この後も、『婦人と新社会』では雑誌が終刊となる1933年まで、断続的にかなりの頻度で「女性相談」がとりあげられている。

翌1931年7月号「女性相談を通じて見た世相」は、この中でわかが女性相談を社会事業とみなしていると明言していることから、彼女にとって、身の上相談はやはり思想を実践化する試みの一つと考えられていたことがわかる。また、この記事の冒頭に、時として彼女の回答が世間一般の常識から隔たっていると評されたり、賛否両論の反響を呼んだりしたのがなぜなのか、その理由となるような記述も見られる。

女性相談は一つの社会事業だと私は考へてゐます。そして、社会事業家と云ふものは切実な現実を取扱つてゐるので、知らず／＼の間に哲学を失つてしまう。つまり、理想から離れてしまうと云ふ危険を私は痛感してゐますので、この点に非常に注意してゐます。[……]（『婦人と新社会』1931年7月号 p. 16）

相談内容が深刻であればあるほど、さしあたって痛みを取り除く対症療法として、一時しのぎの対応で済まされる可能性が高くなる、それを自分は避けたい、という。これは、わかが社会事業についての知見を述べたところで、被救済者に金品を与えるだけでは解決にならない、彼らが身を落したり、犯罪に手を染めたりすることを自ら忌避できるような道德観・倫理観を持つように教え諭す、そういう救済をしなければならない、としていることにも通じる。つまり、彼女の回答の指針は、彼女自身が信じる原理、哲学にのっとりしているため、あたりさわりのない言葉で慰めるより、むしろ相談者やその関係者を心理的・精神的に追い込むことさえあつたのではないかと想像される。しかし、他の回答者が比較的短期間で交代していったのに対して、6年間の長きにわたり連載を続けたのは、時に毒気すら感じさせるわかの名（迷？）回答ぶりに、相談者も読者も魅了されたからであろう。彼女が回答者として高い人気を誇っていたことは、彼女への相談件数が他の回答者へのそ

れよりも多いこと、反響も大きかったことなどからもわかる⁽⁴⁾。

わか自身の身上相談回答の哲学を一点に絞り込むことは容易ではないが、「女性相談」での回答に加え、さらに『婦人と新社会』で記事としてとりあげているテーマは、わか自身がかなり気にかけている問題であり、また彼女が雄弁になれる——得意とする——話題であったと思われる。それは、第一には「夫の不品行」、それから「子ども」にかかわるもので、これらについては一貫した主義主張のもとに回答を組み立てているようである。

たとえば、1931年10月号の『『夫の姦通をも罰する』はどの程度まで有効か』でとりあげた相談は、朝日新聞では採用されなかったが、わか「これは世間にあまり有りふれたことですから此処に書いて見ます」というくらい、当時の女性たちを悩ますものだった⁽⁵⁾。それは、夫が妻以外の特定または不特定の女性と性的関係を持つ、いわゆる男性側の「貞操」「姦通」問題である。相談の文面は以下のようなものである。

嫁に来て以来、舅、姑、及び、小姑が多くて随分苦勞したが、婚家大事に努めるのが女の道と思ひ、極力働きました。朝のくらがりから晩のくらがりまで、田畑に家事に働いて働きぬいて、「あなたの手はまるで松かさのようだ」と云はれてゐる位ひです。五人子供を恵まれまして長女はもう嫁にやりましたし次女と長男は今中等教育を受けるようになり、やれ／＼と安心してゐる今日あらうことか、主人は娘と同年輩の芸者を東京にかこつて通ふようになりました。[……]

そして、女からは毎日のように手紙が来て「なるべくお金を使はないようにしてもガス代や家賃でもう百円から使つてしまつた」など云つて来たりします。私は夫がだまされてゐるような気がしてなりませんけれど、その女は死んでも私の夫と別れないと云つてゐます。[……] (『婦人と新社会』1931年10月号 p. 17-18)

わか、其の相談者に、夫に家の金を自由にさせないようにと助言するが、その主婦が戸主である夫から金銭の管理権を奪うことは、当時の民法によれ

ば当然不可能だった。わかはこの以上は妙案を講じることができなくなる。

一般的に当時の「貞操」や「姦通」は女性の行動を縛る概念であり、また「罪名」「違法行為」であって、男性には相手の女性が既婚者である場合を除いては適用されない。それを罰することはできないものか、という苛立ちをあらわにしたのが、この記事の表題にもなっている。記事の最後には「...刑法改正は本年度一杯には全部脱稿の見込みだと云はれ...」の一文があり、当時、姦通罪の夫への適用が検討されたこともあったようだが、結局、戦後憲法で廃止されるまで、この男女の不平等条項はその後10年以上も生き続けた。

ここで歯切れのよい回答ができなかったわかは、男性の「貞操」問題で、1932年2月号に「相談者よりの手紙」と題して次のような記事を紹介している。

手紙とはわかへの礼状で、それをよこしてきたのは、1931年12月9日付けの「女性相談」で「良人の貞操を要求したい」という相談がとりあげられた女性だった。女性は28歳で2人の子供があり、官吏である夫と結婚して10年になる。その新聞での相談内容は、次のとおりである。

[.....]

結婚後三年目で長男を生みましてから三ヶ月程の後、良人は出張先で友達と共に遊里に宿つて来たことを帰宅後私に知らせました。十八歳で嫁して以来一途に良人を信じてをりました私は本当に驚き悲しみしました。でも、良人は今後を絶対に誓ひますので、私も自分が良人の心にそはなかつたものと反省し注意して居りました。

長男が三歳の暮に良人は又さうした所へ宿つたことを私にあやまりました。そして、又後を誓ひました。にも拘わらず良人はその時申しました。「世間の男を見よ。家内にかくして又は公然と遊里に足をいれるのが十中八九までだ。交際上これは必要なことで、此点家内なる者は大目に見なければならぬ」と。けれども私は申しました。さういふ嫌悪すべき交際をしてまで現在の職業を支へて行かねばならないとすれば私達母子は良人の汚れた体によつて得る収入で暮させてもらふことに

なるからとても苦痛で我慢出来ない。今のうちに何とかしたい」と。[…
…] (『女性相談』1932年 pp. 187-188)

相談の後段では、夫に遊里には今後一切行かないことを約束させたが、その後数年して、相談者である妻は自分が梅毒に侵されたことを知る。それは夫が、過去に誓いを立てた後も何度も買春行為を行っていたためで、夫はそのことを白状し、妻に許しを乞う。相談者は、夫の貞操観念のなさに絶望的な思いを抱き、別れるほうがよいと思うが、そういう考えはただの嫉妬にすぎないのか、と問う。

わかへの回答は、この女性の夫への貞操要求を「徹頭徹尾正しい」と賞賛し、次のように言う。

要するにまだ／＼多くの男子は文明人として発達の途上にある半野蛮人です。女性は命にかけて貞操を守る。つまり、たましい(ママ)の承諾しない男子は死すとも相手にしないといふ、たましひの力で肉体を左右する女性こそ真の文明人です。ですから、妻が良人に貞操を要求するのは決して単なるしつとではなく、男性をして女性と同じ文明人に引きあげさせようとする天が女性に命じた貴い使命であるのです。(『女性相談』1932年 pp. 189-190)

そして、相談者の夫を正しく導く手助けをするようにと結んでいる。

これに対し、相談者は、わかから紙面で回答をもらったことに気を強くして、夫に猛省を促したところ、夫は妻とともに神社に赴き、神主の前で懺悔し、今後誓いを破ったら、子どもも財産も妻に譲り別れてもよいという誓約書まで差し出したという。これが、わかへに直接送られてきた手紙のあらましである。

この相談例は、相談者のみならず、世の似たような悩みを抱える女性たちをずいぶんと勇気づけたであろう。ただし、女性を「文明人」、男性を「半野蛮人」と決めつけたために、男性から反感を買ったらしいことも想像される。

例えば、思想の科学研究会編『身上相談』『解答者の哲学』で、わかをとりあげた判沢弘は、わかの「半野蛮人」扱いに男を代表して抵抗するかのように、「彼女は男性を憎んでいる。軽蔑している。その憎しみや軽蔑は一とおりのものではない」（判沢 1956 p. 163）と多少大げさに書き立てている⁽⁶⁾。彼の文章は全体が揶揄的な調子で貫かれているが、一方で、倫理・道徳観が欠如していると思われる相談者には男でも女でも容赦のない言葉を浴びせ、「貞操を守ることによって文明人であるところの」（p. 172）女性が母となり、また妻として、その家庭での領分を第一とするという理想を掲げているのが山田わかであると、その特徴を的確にとらえてはいる。

このように、わかには女性にも男性にも例外なく、貞操を守れという要求を掲げ、回答の哲学にしている。そして、その貞操をどこまで守るかという範囲に関しては、例えば、未亡人の再婚を、心底愛せる相手が見つかった場合には結婚に踏み切るべきで、「貞女は両夫に見えず」などと旧い考え方に縛られる必要はないと、柔軟に対応している。理想主義を徹底すると同時に、その適用は緩やかにという、微妙なバランス感覚を発揮しているとも言えるか。

わか「女性相談」で取り組んだもう一つのテーマ「子ども」に関しては、「女性相談」回答者・山田わか女史を一躍時の人とした1932年3月30日付けの「女性相談」欄の記事が、ある意味では彼女の「子ども中心主義」を示す例であろう。この記事の相談内容とわかの回答、さらに回答への反響を、わか『婦人と新社会』1932年6月号にまとめてとりあげている。以下は、相談文の引用である。相談者はまず、恋人Tの存在について語り始める。それから、彼女の身の上に起きた出来事を、山田わか「先生」に向かってこう訴える。

「……」 昨年九月の末でした。父の病気の看病を私自身で三日三晩一睡もせずにつけて、随分疲れましたので自分の部屋に帰り、前後も忘れて眠つてしまひました。処がその晩盗人にはいられたのでございます。指輪も時計もそれから私の生命にも代へ難い誇りさへ奪はれてゐました。先生、私は何といふのろまだったので御座いませう。[……]（『婦

不覚にも就寝中に自宅に侵入した窃盗犯に強姦されてしまったという告白である。この後の文面には、この事実を知らされた恋人Tが、それを不慮の災難として逆に彼女を励ましてくれ、以前にも増して二人の絆は深まった、とある。ところが、である。

[……] それなのに先生！ 私は今身重になつてゐるので御座います。どんなに嘆いてもどうすることも出来ません。Tに打ち明けねばならないのですが、どうしても、その勇気が出ません。これを知つたら彼はどんなに悲しむ事で御座いませう。[……] (『婦人と新社会』1932年6月号 p.8)

妊娠がわかった女性は、今度は恋人に打ち明けることができない。また生まれる子どもを一体どうすればいいのか。かなり切実な内容の相談である。

この相談記事のタイトルは「盗人に妊娠せしめられる」。これだけで読者には十分衝撃的だったと思われるが、わかへの回答が、多くの人々をさらに驚かせることになった。

わかへの回答のタイトルは、「人道の理想に生きよ」。そしてまず、母と子の強い結びつきについてこう語っている。

[……] 種族の本幹は女性である、子供といふもの母体の骨をけづり肉をさき血をわけて成育して行く、子供は文字通り母体の延長だと考へる時に、どうして出来た子供であつてもそれは徹頭徹尾自身の子供であるとこどほりなく考へられ、親としての責任を安心して持てるやうになると思ひます。[……] (『婦人と新社会』1932年6月号 p.8)

続けて、人道の理想を次のように説いている。

[……] 人道の粹は我が身と同じやうに他人の子にいつくしみの目をかけることです。[……]

敵を愛すといふことが倫理の最高点であることを思つて、この子供を立派な人間に成長せしめようとする態度にあなたがなる時に、それは子供のため社会のために最善な行為であり、従つてあなたの気持ちを安らかにします。[……] (『婦人と新社会』1932年6月号 p.8)

敵を愛することが最も倫理的であること、自分と同様に他人をいたわること、我が子と同じく、他人の子をも慈しむこと。これらを鑑み、その子どもを産んで立派に育てるやうにと助言したのである。この回答は大反響を呼び、既に翌日には紙面を拡大して菊池寛ら6人の有識者からの賛否両論が掲載されるに至った。

実は、わかには産児制限(避妊や堕胎など)に反対する、現在で言えばプロ・ライフ pro-life派で、単純には胎児としての子どもの生命を尊重せよという立場であるが、これは必ずしも子ども中心主義とだけ言い切れるわけではない⁽⁷⁾。わかには、むしろ避妊について「本能の衝動のまゝの行為をして、そして、其の結果は避けようとする態度は決して進歩ではなく、却つて墮落であります」(「サンガー夫人の非科学的態度」『婦人と新社会』1922年4月号p.21)と述べている。人々に道徳的抑制を説くこと、つまりわか哲学たる倫理観を持たせることのほうに重きをおいている。こうして見ると、わかには、女権を訴えるフェミニストと比較して、母性愛が豊かで、すべて憐憫の情から物事を判断するかのようなイメージでとらえられがちだが、実は強固な原理原則主義者であるとも言えるのである。

まとめ

山田わか氏が「女性相談」を通してフェミニズムを実践しえたかどうかを探るには、まず「フェミニスト」の定義から説き起こさなければならない。彼女が女性の役割を家庭内の妻・母役割に閉じ込め、一切の社会的活動に否定的であつたなら、たとえば戦前において婦人参政権を家族制度に抵触すると

いう理由で最終的に容認しなかった帝国議会の男性議員たちに同調していたならば、彼女をフェミニストと呼ぶことは不可能だったろう。実際の彼女は、女権運動を推進したフェミニストたちとは一線を画していたが、1930年に貴族院が「婦人公民権法案」（地方自治体での参政権を「年齢25年以上ノ臣民」に認めるという法案）を、審議もせずに廃案にした時は、その愚を厳しく批判する記事を『婦人と新社会』に書いている。朝日新聞で「女性相談」の回答を始める少し前、今回論じたように、1927年に嘉吉が病で倒れてからのわか、母性主義の拡大化を、法律制定とその実践形態である社会事業によって目指すようになった。1934年、嘉吉が亡くなってわずか3カ月後に「母子扶助法制定促進婦人連盟」が発足するとその委員長に就任、翌1935年は、「母を護るの会」を設立し、1939年には母子寮と保育園を開設している。このように社会的窮地に陥った女性、特に母子の救済がわかの実業の対象であった。

嘉吉からの思想的影響を受けていたわか、彼の純粋学問と実践とを峻別する態度とは距離を置いて、倫理・道徳観という思想を社会事業実践の礎とし、人心を改良することで社会の実態を変更していこうとの念を強くしていたことは、とりもなおさず嘉吉からの自立を意味していたと筆者は考える。たとえそれが彼女に自覚された変化ではなかったとしても、「女性相談は社会事業である」と明言したわかには、とりわけ男女の間柄における倫理・道徳である貞操観の徹底を「女性相談」を通じて訴えることが、師である嘉吉を乗り越える「婦人の運動」の端緒となったのである。

注

- (1)Feminism思想においては、あらゆる側面における男女の性差を最小限にする、または失くすことで差別の解消をめざすという考え方と、それに対しそれぞれの性の特徴と役割を強調し、その価値を十分に高めることで両者間の差別をなくそうとする考え方がある。前者は、拠って立つ理論や立場によってMinimalist feminism（ミニマリスト・フェミニズム）、普遍主義、同化主義、ラディカル・フェミニズムなどと称される。また既存の男性中心の社会体制を突き崩す方向にはいかないという批判とともに「男性中心主義フェミニズム」と呼ばれたりもする。一方、後者はMaximalist feminism（マキシマリスト・フェミニズム）、個別主義、分離主義などと呼ばれ、女性性を強調する点か

ら「女性中心主義」とも言われるが、これも既存の社会体制に挑戦するというより単なる女性性賛美に終始してしまう場合がある。歴史的にはどちらかと言うと、アメリカでは前者に近いラディカル・フェミニズムの考え方、フランスでは後者に近い *Écriture feminine* エリクチュール・フェミニンの考え方が発達した。ただしこのフレンチ・フェミニズムは既存の文体や意味を転覆することを唄っており、保守的なフェミニズムとは言えない。日本のフェミニズムでも、両方の立場が見られるが、女性性を強調する立場では、生物学的差異と自然とを結び付けて論じるエコロジカル・フェミニズムがある。これは、既存の体制との調和を呼びかけるところから、保守的と目されている。

(2) 参考文献欄にあげた2冊(カタログハウス編 1999、山田 2007)はどちらも、相談と回答の内容の奇抜さや「時代錯誤」ぶりを読者に紹介することが目的の娯楽書に近く、編者によるコメントや歴史的背景の解説も加えられてはいるが、相談内容の深刻さや大衆の声を代表しているかどうかという基準で必ずしも相談例や回答例が選ばれているわけではない。つまり、内容に偏りがある可能性が高いため、世相として一般化することは難しいということを念頭に置く必要がある。

(3) 嘉吉が病で倒れる前は、山田家の家計の主たる稼ぎ手は嘉吉だったと、わかが記している。これは嘉吉の経営する山田塾によるものと思われる。山田わか・嘉吉の孫にあたる山田弥平治氏によると、嘉吉は脳溢血で倒れてからも、日常、孫の世話を見るくらいのことはできていたらしい。しかし、病气以前と同様に仕事をこなせたかどうかは疑わしい。弥平治氏の印象では、嘉吉が倒れて以降、亡くなってからはさらにはつきりと、わかが家計を支えることになっていったと思うと述べておられる(2012年9月20日付けの私信より)。

(4) たとえば、『婦人と新社会』1932年2月号「女性相談の担当者として」で、わかには新聞紙上での回答数について「三宅やす子氏が25通、前田多門氏が36通、(中略)私が143通です」(p. 10)と記している。また、同誌1932年6月号「一すじにあらまほしきものは」では、本論でもとりあげた「盗人に妊娠せしめられる」という記事でのわかの回答に対し、翌日だけで新聞社と自宅に寄せられた反響が100通に達したと書いている(p. 15)。

(5) 朝日新聞では一日70～100通もくる手紙のうち、編集部が選んだ一部だけがわかの手元に届けられるため、採用されなかった相談者が、わかに直接送りつけてくる手紙も多かったと、同記事の中で説明されている。

(6) 実は、わかには男性への憎しみを、『青鞥』第6巻1号(1928年1月)に発表した「自分と周囲」というエッセーに記したことがあった。そこには、「私が暗黒界をぬけ出た当時、私はその世界の人間(それは事^(ママ)に男性)が憎くて憎くて私の心身はその憎しみ

の焰で燃えて居た。[……]」(p.295) などとあり、判沢も、書いてはいないが、この文を参照したのかもしれない。

- (7) プロ・ライフ pro-lifeとは、墮胎と婚前交渉に強く反対する考えと立場をさすが、欧米では主に厳格なキリスト教信者の間で支持を得ている。これに対抗する立場はプロ・チョイス pro-choiceまたはプロ・ライト pro-rightと言われ、女性の権利の一環として墮胎を選択する自由を認めよという考え方。

参考文献

- 市川房枝 (1974) 『市川房枝自伝 (戦前編)』 新宿書房
- 今井小の実 (2005) 『社会福祉思想としての母性保護論争——“差異”をめぐる運動史』 ドメス出版
- カタログハウス編 (2002) 『大正時代の身の上相談』 ちくま文庫
- 金子幸子 (1999) 『近代日本女性の系譜』 不二出版
- 小林登美枝 編 (1987) 『「青鞥」セレクション「新しい女」の誕生』 人文書院
- 五味百合子 (1980) 「山田わか——人と歩み」『社会事業史研究』 第8号 pp. 69-84
- 五味百合子 (1993) 目次と解説、第1～7巻『婦人と新社会』 復刻版 クレス出版
- 五味百合子 監修 (1993) 『婦人と新社会』 復刻版 第1-7巻 クレス出版
- 五味百合子 (1978) 『社会事業に生きた女たち』 ドメス出版
- 斎藤美穂 (1996) 「婦人雑誌における身の上相談——大正期を中心に——」 近代女性文化史研究会編『大正期の女性雑誌』 pp. 55-87 大空社
- 斎藤理香 (2010) 「大正ロマンの生んだフェミニスト：山田わか・嘉吉の協働と思想（その1）」『ことば』 31号、pp. 113-126 現代日本語研究会
- 斎藤理香 (2011) 「大正ロマンの生んだフェミニスト：山田わか・嘉吉の協働と思想（その2）」『ことば』 32号 pp. 151-165 現代日本語研究会
- 思想の科学研究会 (1956) 『身上相談』 河出書房
- 東京朝日新聞社編 (1932) 『女性相談』 木村書房
- 林千代 (2007) 「解題」『山田わか著作集』 学術出版会
- 判沢弘 (1956) 「解答者の哲学」 思想の科学研究会編『身上相談』 河出書房
- 見田宗介 (1965) 『近代日本の精神構造』 弘文堂

山田邦紀（2007）『明治時代の人生相談』幻冬舎文庫

山田わか（1987 [1928]）「自分と周囲」小林登美枝 編『「青鞥」セレクション 「新しい女」の誕生』pp. 294-297 人文書院

（さいとう りか・ウェスタン・ミシガン大学）